

控訴人ら準備書面(1)(地震)の要旨

1. 本年1月、中部電力が、浜岡3,4号炉の基準地震動に関し、その策定に用いる地震波を恣意的に捏造していた事実が明らかとなった
2. 震源を特定して策定する地震動の断層モデルによる策定に必要な統計的グリーン関数法に用いる地震波を捏造していたのである
3. 基準地震動は、原発の耐震安全性に直結する極めて重要なものであり、中部電力の捏造が言語道断の許し難い違法行為であることはいうまでもない
4. しかし、この浜岡原発についての中中部電力の捏造と伊方原発についての四国電力の態度を対比した時、果たして、一体どのようなことが言えるだろうか
5. 中部電力は、活断層の存在を認めた上で、その地震動評価について、地震波を捏造したものである
6. これに対し、四国電力は、伊方1号炉の際には中央構造線を無視し、伊方2号炉,3号炉の時には中央構造線は活断層ではないとして、一貫して、活断層の存在自体を否定していたのである
7. 悪質さの質が違ふし、悪質さの程度において、中部電力よりも、四国電力の方が数段悪質であると言えるのではないか
8. 問題は四国電力だけではない。規制当局も、活断層の存在自体を否定する四国電力の申請の誤りを見抜くことが出来ず、申請通り許可したばかりか、伊方1号炉訴訟でも伊方2号炉訴訟でも、国は、四国電力同様に、中央構造線は活断層ではないと主張していたのである。
9. 伊方2号炉訴訟の係属中に、高知大学の岡村教授が伊方原発沖の中

中央構造線が活断層であることを明らかにし、伊方 2 号炉訴訟の松山地裁判決で中央構造線が活断層であると認定されるまで、国と四国電力は、中央構造線は活断層ではないと主張していたのである。

10. 松山地裁判決後、四国電力も伊方原発沖の中央構造線が活断層であることを認めるようになり、伊方原発敷地前面海域に中央構造線断層帯が 5～8 km にわたって存在することを認めるようになった
11. 5～8 km の活断層帯ということは、活断層の幅が 3 km あることを意味している。中央構造線は我が国最大の活断層であり、世界でも有数の活断層であるとされているが、それは、活断層の幅が 3 km もあることから十分裏付けられる
12. 伊方原発沖 5～8 km に中央構造線が位置するのであれば、常識的には、原発と中央構造線との距離は一番近い 5 km とされるのではないだろうか。仮に平均をとるとしても、6, 5 km とされるべきであるが、四国電力は、一番遠い 8 km を採用し、8 km よりも近い場合を全く想定していないのである
13. しかも、中央構造線の震源断層の傾斜角について、鉛直を基本とし、北傾斜 30 度と南傾斜 80 度は考慮しているが、南傾斜 80 度よりも伊方原発に震源断層が近くなる南傾斜は全く考慮していないのである
14. こうした四国電力の姿勢は一貫したものであり、距離においても、角度においても、震源断層を伊方原発から可能な限り遠ざけ、それよりも近い場合を一切無視しているのである
15. 四国電力のそのような一貫した姿勢の目的は何か。距離においても、角度においても、四国電力の想定よりも震源断層が伊方原発に近くなると、四国電力が策定した基準地震動の最大加速度 650 ガルを超えてしまうので、それを避けるために他ならない。

16. 我が国最大の活断層である中央構造線の直近に位置しながら、伊方 3 号炉の基準地震動 650 ガルが、浜岡 3, 4 号炉の基準地震動 1200 ガルの半分程度でしかないのは、四国電力の上記一貫した姿勢の結果なのである
17. 中央構造線の震源断層が把握されているのであれば、話は別かもしれないが、中央構造線の震源断層が把握できていないことについて当事者間に争いはないのである
18. 中央構造線の震源断層が把握できていないのであれば、把握するための調査をすべきであるが、四国電力は、それさえ行おうとしない
19. 芦田教授は、大容量のエアガンによる三次元調査をすべきであると証言しているが、四国電力はそれさえ行おうとしない。
20. 大容量のエアガンによる三次元調査を行う費用は多少掛かるかもしれないが、それ以外のデメリットはない
21. 頑なにこれを行おうとしない四国電力の姿勢は、調査によって、四国電力の震源断層の想定が事実と反することが明らかになるのを恐れるが故と疑うほかないのである
22. 中央構造線の存在を無視し、存在を認めざるを得なくなると活断層ではないとしていた四国電力が、今また、中央構造線の震源断層を伊方原発から可能な限り遠ざけた上、専門家から指摘されても、中央構造線の震源断層を把握するための調査をしようとししない
23. 問題は規制当局である。中央構造線の存在を無視し、その後中央構造線は活断層ではないとした四国電力の申請をそのまま許可してしまった。本件 3 号炉の許可について、原子力規制委員会は、碌な調査もしないで中央構造線の震源断層を可能な限り伊方原発から遠ざけようとする四国電力の申請をそのまま許可してしまった

24. 中部電力の地震波捏造は、データを確認しないと見抜くことが出来なかったかもしれない
25. しかし、伊方原発沖の中央構造線が活断層であることは当時の調査報告などからも明らかであった。また、本件許可の際に、四国電力が、中央構造線の位置を 8 km としてそれより近い場合を考慮していない不合理や、南傾斜 80 度よりも近い場合を考慮していない不合理は簡単に見抜くことが出来るし、把握できていない中央構造線の震源断層を把握するための大容量のエアガンによる三次元調査を命じることは容易であるのに、原子力規制委員会はそのようなこと怠ったまま許可してしまった
26. 原子力規制委員会には中部電力の地震波捏造を見抜く能力がないと指摘されたが、伊方 3 号炉の審査についていうならば、原子力規制委員会審査は節穴の審査でしかないといわざるを得ない
27. 原判決は、このような実態に目を瞑り、原子力規制委員会の許可を受けた原発は安全であるかのような安易な判断をしてしまった
28. いうまでもなく、裁判所の使命は基本的人権の擁護、弱者保護にある
29. 裁判所が、中央構造線の地震による危険を直視した司法判断を示されることに大いに期待する